

○給付内容について

- ・ 共済組合は、組合員及び被扶養者（扶養家族）の病気、負傷、出産、死亡、災害並びに組合員の休業等に対する各種給付（短期給付）を行っています。
- ・ 短期給付には法定給付や附加給付等の種類があります。※給付内容は常勤職員と同じ内容。

（１）法定給付

…法律でその給付の要件、内容等が定められている給付。

区分	給付事由	給付の種類	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 療養費 高額療養費（※１） 高額介護合算療養費 移送費 等	家族療養費 高額療養費（※１） 高額介護合算療養費 家族移送費 等
	出産	出産費	家族出産費
	死亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	休業等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金（※２、３） 介護休業手当金（※３）	
災害給付	災害	弔意金 災害見舞金	家族弔慰金

※１ 医療費が高額な場合は、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いを一定の額（高額療養費算定基準額）までとすることができます。この場合、高額療養費は、共済組合が医療機関へ支払います。

※２ 育児休業にかかる給付金を子が１歳になるまで受給する場合、雇用保険からは子の１歳の誕生日の前々日までの支給となりますが、地共済からは１歳の誕生日の前日まで支給されるため、地共済へ請求いただければ、１歳の誕生日の前日分のみを受給いただけます。

※３ 育児休業手当金及び介護休業手当金については、同一の育児休業及び介護休業につき、雇用保険法の規定による育児休業給付金及び介護休業給付金の支給を受けることができるときは、支給されません。

(2) 附加給付

…法定給付に附加して行う任意給付。

区分	給付事由	給付の種類	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	一部負担金払戻金	家族療養費附加金
	出産	出産費附加金	家族出産費附加金
休業給付	休業	傷病手当金附加金	